

金型・精密加工技術研究会会則

(名 称)

第1条 本会は、金型・精密加工技術研究会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を山形県工業技術センターに置く。

(目 的)

第3条 本会は、金型および精密加工など製造に関わる県内企業全体のレベルアップと超精密加工技術の確立を目指し、併せて産学官共同研究の推進、会員企業の情報交換の場を提供することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)金型・精密加工技術の向上を目指し、研究会、技術講習会、研修会等を開催する。
- (2)必要に応じ、会員企業と工業技術センター、大学等の間で共同研究を行う。
- (3)会員企業間の連携をより強化するために、ITを活用したネットワーク構築について支援、促進する。

(入 会)

第5条 本会に入会しようとするときは、本会宛の入会申込書を提出し、幹事会の承認により決定する。

(会 費)

第6条 本会の年会費は2万円とする。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1)代表幹事 1名
- (2)副代表幹事 若干名
- (3)幹事 若干名
- (4)会計監事 1名

(選 任)

第8条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1)役員は、総会において会員の中から選任する。
- (2)代表幹事、副代表幹事および会計監事は、役員の間で互選とする。

(3) 役員に欠員が生じた場合、代表幹事、副代表幹事および会計監事の協議により役員を補充することができる。任期は前任者の残任期間とする。

(任 期)

第9条 役員は任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(技術顧問)

第10条 本会に技術顧問を置くことができる。技術顧問は学識経験者を対象とし、幹事会に諮り代表幹事が委嘱する。

(総 会)

第11条 総会は年1回開催し、次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度の事業報告および決算に関する事項
 - (2) 当該年度の事業計画および予算に関する事項
 - (3) 役員を選任
 - (4) 会則の変更に関する事項
 - (5) その他幹事会が必要と認めた事項
- 2 総会は代表幹事が招集し、議長となる。

(幹事会・実行委員会)

第12条 幹事会は必要に応じ代表幹事が招集し、議長となる。

幹事会は、代表幹事、副代表幹事、幹事、会計監事をもって構成する。

- 2 実行委員会は幹事企業より組織し、これにより事業を推進するものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。